

平成30年4月26日会議概要

第1 日時

平成30年4月26日（木）午前9時00分から午後1時35分までの間

第2 出席委員

石川委員長、渡部委員、平林委員、長谷委員、森委員

第3 全体会議

[警察幹部出席者]

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、京都市警察部長、警察学校長、近畿管区警察局京都府情報通信部長

1 委員報告

(1) 女性警察官を対象とした術科特別訓練

- **（石川委員長）** 男性警察官と女性警察官の間で職務執行力に差があってはならないが、どうしても逮捕・制圧力という面では、女性警察官には弱いところがあると思います。この特別訓練を通して女性警察官の弱い部分を補完する対策を続けていただくとともに、今後は想定外の攻撃を考慮した訓練等も行っていたきたい。
- **（渡部委員）** 警察官はいつ危険な場面に遭遇するかわからないので、日頃から術科訓練を繰り返し行っていただくことは非常に大切なことだと思います。
- **（平林委員）** 女性警察官の力強い訓練を見せていただきました。女性は男性に比べて瞬発力は弱いと思われませんが、女性には女性なりのやり方があり、力のない部分を別の方法で補うことができると思います。
術科教官が「自分の身は自分で守る」と指示されていたのが印象的でした。今後は、「術」を学ぶとことに加え、体制面の検討や、より安全で機能的な装備資機材の開発等も大切であると考えます。
- **（森委員）** 女性警察官が危険な状況に遭遇した場合の対応は、なかなか難しいものがあると思います。更に訓練を重ね、自信を持って対処できるようにしてもらいたい。

(2) 近畿管内公安委員会連絡会議

- **（石川委員長）** 討議テーマの1つが「若手警察官の育成」でした。時代が変わってきている中で、若手の育成や教育の在り方については、大いに検討が必要だと思います。警察学校を含めて、今までのやり方を検証し、改善できることは改善していくべきだと思います。
- **（渡部委員）** 私からは討議テーマ「高齢者対策」に関する取組状況や新規施策について報告しました。京都は運転免許証の自主返納について、地域の実情に即した対策を進めていることを説明したところ、他府県から京都の対策に高い関心が寄せられました。
- **（平林委員）** 育成・支援プログラムは充実した内容になっていますが、教育する側が若手の特徴をどれだけ理解しているのかが課題だと思います。また、運転免許証の自主返納については、地域性の問題もあり生活支援と一体であることが重要ではないかと思いました。

- **（長谷委員）**若手警察官の育成については、人材の質の低下が懸念されることから、教養期間の延長といった意見が出されていきました。また、高齢者対策については、警察署単位で、免許証の自主返納の対象となる高齢者とその家族に警察署へ来てもらい、返納についての説明等を行っているとの発表がありました。
- **（森委員）**私からは討議テーマ「若手警察官の育成」について発表しました。各府県とも少子化が進む中で、若い人材の確保に大変苦労されていますが、京都はインターンシップ制度など進んだ施策を進めていると感じました。今後はこの制度を更に延ばすとともに、実のある若手警察官の育成を進めてもらいたい。

2 報告事項

(1) 初任科生等に対するスクールカウンセリングの実施について

警務部長から、警察官による痛ましい事件の発生を受け、高ストレスを抱えやすい初任科生に対して、専門家によるカウンセリングを受ける機会を提供するなどし、精神的安定やストレス耐性の向上を図るとともに、ストレスを受けた場合の対処方法等を習得させ、更には組織的なサポートを行うことなどについて報告があった。

(2) 第62回二府二県警察柔道及び剣道大会への出場について

警務部長から、二府二県警察柔道及び剣道大会については、愛知、大阪、兵庫及び京都の各警察が、相互の親睦と警察術科の発展に寄与することを目的に昭和5年から開催されているが、本年は京都府警察が当番となり、平成30年5月16日に亀岡運動公園体育館で開催するとともに、これに出場する旨の報告があった。

(3) 平成29年度第4四半期（1月～3月）における各種監察結果について

警務部長から、平成29年度第4四半期（1月～3月）における京都府警察での随時監察の実施結果及び近畿管区警察局による総合監察の受監結果について報告があった。

(4) 平成30年春の「京都府警察勲章伝達式」の実施について

警務部長から、平成30年5月8日に京都府公館レセプションホールにおいて実施される平成30年春の京都府警察勲章伝達式の出席者、式次第等について報告があった。

(5) 痴漢犯罪等撲滅推進強化活動（第1回）の実施について

地域部長から、通勤・通学時間帯の電車内や駅構内での痴漢、盗撮等の性犯罪が増加する時期になることから、駅関連施設において街頭キャンペーンを実施し「レディース相談」の積極的な活用を促すとともに、相談を端緒とした被疑者の検挙等を目的として、平成30年5月1日から同年5月31日までの間実施する痴漢犯罪等撲滅推進強化活動の活動重点、実施内容等について報告があった。

石川委員長から「痴漢犯罪は簡単にならない。観光等で日本を訪れる外国人から、日本は痴漢が多い国だと思われるのは恥ずかしいので、撲滅活動を強力に推進していただきたい。」旨の発言があった。

(6) ゴールデンウィーク期間中における交通事故防止特別対策の実施について

交通部長から、ゴールデンウィーク期間中には、ツーリング等で二輪車の走行が増加するのを始め、観光車両の入浴による交通の輻輳等に起因する重大事故の発生が危惧されることから、平成30年4月28日から同年5月6日までの9日間実施する交通事故防止特別対策の活動重点、実施要領等について報告があった。

(7) 自転車月間における自転車の安全利用の促進について

交通部長から、平成29年5月施行の「自転車活用推進法」においては、5月を「自転車月間」と規定されていることなどから、例年、全国で各種取組が実施されているが、当府警察においても自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーを向上させるため、平成30年5月1日から同年5月31日までの1箇月間、交通安全教育、広報啓発活動等を積極的に推進することについて報告があった。

(8) 南警察署合同捜査班による集団暴走事件（2事件）の捜査終結について

交通部長から、交通捜査課、交通機動隊、南、下京、伏見、山科及び向日町警察署は、平成29年9月10日に発生した京都市下京区国道9号新千本交差点における集団暴走事件及び、平成29年11月12日に発生した京都市南区新城南宮道御前交差点内における集団暴走事件の全被疑者を検挙し、事件の全容を解明したことから捜査を終結する旨の報告があった。

3 本部長報告

本部長から、

- 本日午後、府下警察署長会議を開催する。今会議では、春の人事異動で府下25警察署のうち半数以上で署長が交代しているほか、本年も既に3箇月余が経過していることから、この間の実績等も踏まえて、府警が直面している課題や今後の対策の方向性についてしっかりと認識を共有したいと考えている。
- 今週末から始まるゴールデンウィークは、職員がリフレッシュできる機会となるよう各所属で配意したい。また、明日は歴史的な南北首脳会談が開催され、その結果次第では、様々な反応等も予想されることから、警備部を中心として有事に備える危機管理に遺漏なきよう対応したい。

旨の報告があった。

第4 個別会議等

1 審議事項

(1) 運転免許停止処分に対する審査請求について

監察官室訟務官（審理官）から、道路交通法の規定に基づく運転免許の停止処分を受けた者（1件1人）から、原処分を不服として、審査請求がなされたことに伴い、審査請求の趣旨、理由、原処分の内容等について説明があり、審議の上、審査請求の棄却を裁決した。

(2) 運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、審議の上、16件の行政処分を決定した。

(3) 警察署協議会委員（向日町警察署及び田辺警察署）の解嘱・委嘱について

広報応接課担当補佐から、向日町警察署及び田辺警察署協議会の委員各1人が辞職を申し出たことに伴い、両警察署長から解嘱及びその後任の委員候補者の委嘱が上申されたことについて説明があり、協議の上、解嘱及び委嘱を決定した。

(4) 集団行進及び集団示威運動の許可申請について

警備第一課担当補佐から、「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づくデモ行進の許可申請1件について報告があり、審議の上、許可を決定した。

(5) 犯罪被害者等給付金（重傷病・障害）の支給裁定について

警務課犯罪被害者支援室長から、被害者代理人による犯罪被害者等給付金（重傷病・障害）の支給裁定申請を受理したことに伴い、裁定に必要な調査・検討結果について説明があり、審議の上、重傷病給付金は支給せず、障害給付金は算定した額を支給することを裁定した。

(6) 犯罪被害者等給付金（重傷病）の支給裁定について

警務課犯罪被害者支援室長から、被害者本人による犯罪被害者等給付金（重傷病）の支給裁定申請を受理したことに伴い、裁定に必要な調査・検討結果について説明があり、審議の上、算定した額の全額を支給することを裁定した。

(7) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令等の改正に伴う審査基準の改正について

警務課犯罪被害者支援室長から、犯罪被害給付制度に関する有識者検討会が平成29年7月にとりまとめた提言を受け、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方等を改正することとし、平成30年3月30日、犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度に関する関係規程を改正する規程が公布され、同年4月1日施行となったことに伴い、審査基準を改正することについて説明があり、審議の上、原案どおり決定した。

(8) 公安委員会宛て苦情等申出について

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情等申出に関して、受理1件の報告があり、処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 監察案件について

首席監察官から、監察案件について報告があった。

(2) 損害賠償請求事件の発生及び応訴について

監察官室訟務官から、原告は任意提出した尿の検査で覚醒剤反応があったことから緊急逮捕されたが、京都地方裁判所において違法収集証拠の指摘があり無罪となり、精神的苦痛を受けたとして提訴したもので、平成30年4月11日、京都地方裁判所から損害賠償を求める訴状等が京都府宛てに送達されたが、緊急逮捕したことについては損害賠償法上違法となるものではないとして、請求の棄却を求めて応訴する旨の説明があり、了承した。

(3) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。